

平成 年 月 日 決 裁		平成 年 月 日 発 送		平成11年10月 日 発 議	
蘭	号 浄 書	校 合	起 案 者 職 氏 名		
町 長	助 役	課 長	主 幹	係 長	係 合 議
  					
宛 名	報 告				
件 名	湯里木彫製作組合直売所に係る協議について				
標記について、下記のとおり責任者 氏と協議をしたので報告します。					
記					
日時場所	平成11年10月14日 午前10時10分から 午前11時20分				
役場2階休憩室					
(協議内容)					
(山本)	直売所に人が泊まっていると町民から指摘があるが、事実かどうか。				
()	事実であるが、蘭越に来て住む所がなく仮住まいしている。 (直売所の店員として予定している人)				
(山本)	契約書の内容で、仮住まい等を認めているのか。 どうも さんは、既に土地を借りているので何に使っても、構わない ない と思っているのではないのか。				

目名の建物についてもそうですが、個人営業については、町の財産としては、貸すことが出来ないことは知っているはずだ。どうもさんのことは、町民の指摘を受けすぎる。担当として迷惑なこと。さんに不信感を抱いている

() 湯里については、妹がいままでやっており辞めたので閉鎖しようと考えていたが、知人が手伝うということで、蘭越に来たが、住む所が無いため仮住まいしている。
これから先も住むと言う事では無い。
あの道路を通った町民の人も、中を見てもらえばわかると思う又、目名については今月いっぱい閉鎖するので、閉鎖してから直すよう考えていた。

(山本) 住む所、ある、ないはさんと、その人の問題であり、貸している町とは関係ないことでないか。
仮に、町の方に連絡しても、もちろん許可はしないが、繰り返しますが、目名も今回も、さんが自分の考えのみでやっており、事前に役場の方に説明もなく、その後に役場に住民から指摘がある。

() 泊まらせないよう、又、目名も直す。

(山本) 直す、直さないは、今となっては結果論にすぎない。

その時も私は言ったはずだ。

木彫組合だから、今まで貸していたが、個人営業では許可出来ないこと。又、町外の者が代表者になることに対して、も許可しない。会則についても実会員で構成すること等、言ったはずだ。

あくまでも、行政財産の使用を許可するのだから、地域振興という目的でなければならない。

くどいようだが、許可する、しないは内部で検討いたしますのでよろしくお願いします。